

(仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例 (素案) について

条例制定の背景

平成24年9月に開設した旭川市動物愛護センター「あにまある」は、「市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現」を目指し、動物愛護・適正飼養の普及啓発、収容動物の譲渡推進等を柱に運営しています。

近年、ペット所有世帯が増加する一方で、不適切な飼養による虐待や多頭飼育崩壊等が社会問題となっており、旭川市においても多頭飼育崩壊事案が発生しています。

こうした中、都道府県等における動物愛護管理業務の拡充・明確化、動物の不適切な取扱いへの対応強化等を目的として、昨年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました。

これらを踏まえ、旭川市では、行政(市)・市民の責務や、飼い主がペットを飼養する上での遵守事項、その他動物の愛護及び管理に関する業務について必要な事項を定め、「市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現」に向けた取組をさらに推し進めていくことを目的に、「(仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例」を新たに制定します。

なお、新しい条例の制定に伴い、「旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例」及び「旭川市動物愛護センター条例」については、改正・廃止等の所要の整理を行う予定です。

条例のポイント

「(仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例」は、既存の「旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例」、「旭川市動物愛護センター条例」や、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」等に規定されている事項を踏襲するとともに、旭川市における動物の愛護及び管理に関する現状や、旭川市動物愛護センター「あにまある」のこれまでの取組などを踏まえ、一部内容を整理・追加します。

【主な整理・追加点】

- 行政(市)、市民、飼い主の責務(役割)の追加
- 飼い主の遵守事項の整理・追加
- 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項の追加
- 犬・猫の多頭飼養に関する届出制度の追加
- 災害発生時の措置の追加
- 収容動物の取扱いの整理(その他の動物の引取りの追加など)
- 犬による事故発生時の届出等の整理
- 罰則の整理

(仮称) 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例(素案)の概要

1 条例の目的

動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全の保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人が動物とともに生きる心豊かな社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例で用いる用語の定義を次のとおりとします。

- 動物：動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第44条第4項各号に掲げる動物
→牛, 馬, 豚, めん羊, 山羊, 犬, 猫, いえうさぎ, 鶏, いえばと, あひる, その他哺乳類・鳥類・爬虫類で人が占有する動物
- 飼い主：動物の所有者又は占有者
- 飼養施設：動物を飼養し, 又は保管するための施設
- 係留等：動物の逸走又は動物による人の生命, 身体及び財産に対する侵害を防止するために, 綱, 鎖等でつないだり, 住居, 柵, おり等の中に收容すること
- 野犬：飼い主のいる犬以外の犬

3 行政(市)・市民・飼い主の責務

行政(市), 市民及び飼い主のそれぞれの責務(役割)を明確化するとともに, 行政(市)及び市民が連携・協働する体制を構築し, 一体となって動物愛護管理に関する取組を推進するよう, 次のとおり定めます。

(1) 行政(市)の責務

- 動物の愛護及び管理に関して必要な施策を策定し, 市民と協力して実施するよう努めること
- 市民及び動物関係団体(動物に関する活動, 教育等を行う民間団体)との連携及び協働により, 動物の愛護及び管理に関する取組が推進されるよう必要な措置を講じること
- 動物の愛護及び管理に関して必要な施策を円滑かつ効果的に実施するよう, 国, 北海道その他の地方公共団体との密接な連携に努めること

(2) 市民の責務

- 動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めること

(3) 飼い主の責務

- 命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、その動物の生態、習性及び生理を理解することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めること
- 飼養する動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めること
- 畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物の終生飼養（動物がその命を終えるまで適切に飼養すること。）に努め、やむを得ず飼養が困難となった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めること

4 飼い主の遵守事項

飼い主の遵守事項について次のとおり定め、動物の飼養環境の適正化・向上や、動物による人等への危害の防止、周辺的生活環境の保全等を図ります。

(1) 飼い主の遵守事項

- 動物の種類、性質等に応じ、必要な給餌給水、運動、休息及び睡眠を確保すること
- 動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講じること
- 動物の種類、性質等に応じた飼養施設を整え、これを適正に維持管理すること
- 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類、性質等に応じた適切な方法で行うこと
- 動物のふん尿、毛、羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設及びその周辺、公園、道路等の公共の場所並びに他人の土地、建物等を汚染しないようにすること
- 動物の異常な鳴き声、悪臭等により、人に迷惑を及ぼさないようにすること
- 動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること
- 動物が逸走した場合は、自らの責任において当該動物を捜索・収容するよう努めること
- 動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、避妊手術、去勢手術その他の措置を講じること
- 動物が逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、首輪、名札、マイクロチップの装着等、動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること

(2) 犬の飼い主の遵守事項

- 次の①～⑤の場合を除き、飼養する犬について常に係留等をしておくこと
 - ① 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所（道路、公園その他の公共の場所を除く）及び方法で犬を訓練するとき

- ② 犬を制御できる者が、犬を綱・鎖等で確実に保持して運動・移動させるとき
 - ③ 警察犬，狩猟犬，身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用する
とき
 - ④ 展覧会，競技会その他これに類する催しで犬を使用するとき
 - ⑤ その他市の許可を受けたとき
- 飼養施設又はその周辺の見やすい箇所に，犬を飼養している旨を表示すること

（３）猫の飼い主の遵守事項

- 疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し，並びに周辺の生活環境を保全するため，猫を室内で飼養するよう努めること

5 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることにより，猫の繁殖や，ふん尿などによる生活環境の悪化などの問題が発生していることから，飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項を次のとおり定め，その責任と自覚を促します。

- 周辺の生活環境を保全し，及び当該猫が増えないために必要な措置を講じること

6 犬・猫の多頭飼養の届出

近年，旭川市内においても多頭飼育崩壊事例が発生していることを踏まえ，飼養される犬・猫の健康及び安全の確保や，周辺の生活環境の保全を図るため，犬・猫を10頭以上飼養する場合に市に届出させることで，犬・猫の多頭飼養の実態を事前に把握し，飼い主に適正飼養について指導等を行うことを可能にします。

- 犬・猫（生後91日以上）を10頭以上飼養することとなった日から30日以内に，市にその旨を届け出ること（※動物取扱業者，国・地方公共団体等を除く）
- 届出内容に変更があった場合には，その変更があった日から30日以内に市に届け出ること
- 犬・猫（生後91日以上）の飼養数が10頭未満となった場合には，その日から30日以内に市に届け出ること
- 市は，届出をした者が飼養する犬及び猫の健康及び安全を保持し，又は周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において，当該届出者に対し，当該犬及び猫の飼養方法等について必要な助言又は指導を行うことができること
- 違反者（無届出・虚偽の届出）には，5万円の過料を科すこと

7 災害発生時の措置

近年、全国的に地震、火災その他の災害が発生している状況を踏まえ、災害が発生した際、市や飼い主などがとるべき措置について、次のとおり定めます。

- 市、市民及び動物関係団体は、地震、火災その他の災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の救助に努めること
- 飼い主は、災害が発生した場合における動物の適正な飼養の準備を行い、災害が発生した場合には、飼養する動物の保護及び当該動物による事故の発生の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難に努めること

8 動物の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律には規定されていない犬・猫以外の動物の引取りについて規定し、所有者からの引取りについて、犬・猫同様に手数料を徴収することとします。

(1) 犬・猫の引取り

- 犬・猫の引取りを求めようとするその所有者に対し、安易に当該犬又は猫の飼養を放棄せず、これらを終生飼養することを求めること
- 市が犬・猫を引き取るときは、日時、場所その他これらを引き取るために必要な指示をすることができること

(2) その他の動物の引取り

- 犬・猫以外の動物であって市長が認める動物の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して使用することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする
- 引取り手数料は、犬・猫と同額程度を予定していること

【参考：現在の犬・猫の引取り手数料】

- ・生後91日以上：1頭又は1匹につき2,140円
- ・生後91日未満：1頭又は1匹につき450円

(3) 野犬等の捕獲等

- 係留等をされていない飼い主のいる犬及び野犬を市の職員が捕獲することができること
- 野犬が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがある場合において、当該野犬を捕獲することが著しく困難であると認めるときは、薬物を使用して当該野犬を掃とうすることができること

9 収容動物の取扱い

旭川市動物愛護センターに収容する動物の取扱いについて、次のとおり定めます。

【収容する動物】

- ・飼い主から引き取った犬・猫 <法第35条第1項>
- ・拾得者などから引き取った飼い主が判明しない犬・猫 <法第35条第3項>
- ・市で収容した疾病・負傷した犬・猫等の動物 <法第36条第2項>
- ・飼い主から引き取ったその他の動物 <8の(2)>
- ・捕獲した野犬等 <8の(3)>

(1) 収容動物の公示・処分

- 飼い主の判明している動物については、当該飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行うこと
- 飼い主の判明しない動物については、収容した旨を公示すること
- 通知・公示したにもかかわらず、飼い主がその動物を引き取らないときは、譲渡等の方法により処分することができること

(2) 収容動物に対する治療等

- 収容動物を適正に保管するとともに、必要に応じて治療、繁殖防止その他の措置を講じること

(3) 収容動物の譲渡

- 飼い主から引き取られた動物、飼い主への通知・公示後、処分することができることとされた動物については、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認めるものに譲渡することができること

10 犬による事故発生の届出等

犬による咬傷事故が発生した場合、犬の飼い主がとるべき措置を定めるとともに、市が飼い主に対して必要な措置を命じることができるようにします。

- 犬の飼い主は、当該犬が人又は他の動物（哺乳類）をかんだとき、直ちに適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置を講じ、当該犬による事故の状況及び当該措置について市に届け出るとともに、当該犬を獣医師に検診させること
- 犬にかまれたとき、そのかまれた者若しくはかまれた他の動物の飼い主等は、速やかにその旨を市に通報すること
- 市は、飼い主のいる犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき、若しくは害を加えるおそれがあると認める場合には、当該犬の飼い主に対し、当該犬の係留等、当該犬への口輪の装着その他必要な措置を命じることができること

11 罰則

現在、「旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例」において規定している犬の係留違反等に関する罰則について、次のとおり整理します。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、違反者のほか、その法人又は人に対しても罰金を科すこととします（両罰規定）。

※ 罰則の内容については、関係機関との協議の結果、変更となる場合があります。

(1) 10万円以下の罰金

- 係留等が不要である場合を除き、犬の係留等をしなかったとき <4の(2)>
- 飼養する犬が人又は他の動物（哺乳類）をかんだ際、必要な届出をしなかったときや虚偽の届出をしたとき <10>
- 人等に害を加えた犬又は人等に害を加えるおそれのある犬の飼い主に対して市が行った必要な措置の命令に従わなかったとき <10>
- 条例の施行に必要な限度において市が実施する立入調査を拒否・妨害・忌避したとき、若しくは飼い主その他の関係者が必要な報告を行わなかったときや虚偽の報告をしたとき

(2) 5万円以下の罰金

- 犬を飼養している旨を表示しなかったとき <4の(2)>

12 施行時期

令和3年4月1日の施行を予定しています。

ただし、6の犬・猫の多頭飼養の届出について、施行日（令和3年4月1日）の時点で既に10頭以上飼養する者に対しては、令和3年6月30日までに届け出なければならないこととします。